

令和5年4月1日
5教総第1号

教 育 長

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条
第2項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第1教育長職務代理者	西 淵 茂 男
第2教育長職務代理者	鎌 田 敏 行

以上

（令和5年4月21日提出 総務部総務課）